

## WestlawJapan 法令あらまし

### 【法令名】

- 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 5 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 41 号
【管轄省庁】	経済産業省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行
【制定の根拠】	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成 14 年法律第 94 号）第 18 条
【法令のあらまし】	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う債務保証の限度として、信用基金に充てるべきものとして出資された金額等に乗じるべき数を 30 とする。 (第 12 条関係)
【改正される法令】	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令（平成 15 年政令第 554 号）